

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた特定教育保育施設等指導監査の実施について

中部広域市町村圏事務組合
広域連携課 教育保育指導監査係

1. 経緯

中部広域市町村圏事務組合が実施する令和2年度特定教育保育施設等指導監査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、対象の事業所での一般指導監査及び実地指導(以下、「実地監査」という。)が行えない状況である。そのような中、県の動向も鑑み、実地監査を書面監査へ代替し業務を行ってきたところである。

本組合にて共同処理する事務とされた児童福祉法第34条の17の規定に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査及び子ども・子育て支援法第14条、第38条及び第50条の規定に基づき実施する立ち入り検査等について、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)の発生及び国や県における感染拡大防止に係る各種取組の実施状況等を踏まえ、指導監査の実施、中止及び延期の判断の事務取扱について次のとおりとする。

2. 実施方法

本組合広域連携課教育保育指導監査係(以下、「指導監査係」という。)では、次のように実地監査の実施方法を分類する。また、実地監査を行う場合は、以下3～5の取扱いに基づき、総合的に判断し実地監査実施の可否を決定する。

	特定教育保育施設 幼稚園・認定こども園・保育所	特定地域型保育事業者 小規模保育・事業所内保育
10月以降の方針	沖縄県の指導監査(実地)が10月より開始されることを踏まえ、中部広域市町村圏における新規感染者数の動向を注視した上で、 10月より実地監査 を実施する。	小規模保育・事業所内保育については、監査スペース(事務所)が狭小な事業所が多く、身体的距離の確保が困難なため、 実地監査は全て書面監査にて代替する 。
実施上の注意点	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対策として、できるだけ監査時間を短縮して対応予定。・当該施設に感染者等が発生するなど、訪問を取り止めた方がよいと判断した場合は、書面監査へ切り替える。	<ul style="list-style-type: none">・緊急かつ重大な事案、又は市町村からの要請があった場合には、実地監査へ切り替える。(ただし、警戒レベル4「感染蔓延期」に達している場合は除く)

3. 特定教育保育施設のうち感染予防措置の対象となる事案について

次に掲げる事案がある場合は、指導監査において感染予防措置を行うものとする。

- (1) 監査対象の特定教育・保育施設等（以下「対象施設」という）の利用者及び職員並びに法人の担当職員及び役員（以下「対象施設の利用者及び職員」という）において、感染が判明した場合、または、濃厚接触者となった場合。
- (2) 指導監査系の職員において感染が判明した場合、または、濃厚接触者となった場合。
- (3) 対象施設が所在する地域において、国、県及び市町村による感染拡大防止のための行政命令、措置、指示、要請及びこれらに準ずる行政指導等がある場合。
- (4) 中部保健所管内における新規感染者数が、沖縄県が定める感染蔓延期（第4段階）のレベルに達しているとみなされる場合。（留意事項(2) 参照）

4. 感染予防措置にかかる指導監査の取扱い等について

上記3に掲げる事案がある場合は、以下のとおり実地監査を中止することとする。

- (1) 3 (1) の場合は、対象施設の利用者及び職員等の2週間の健康観察期間に加えて2週間を経過するまでの間は、実地監査を中止する。
- (2) 3 (2) の場合は、指導監査系の職員の2週間の健康観察期間に加えて2週間を経過するまでの間は、実地監査を中止する。
- (3) 3 (3) の場合は、要請等期間中の実地監査を中止する。
- (4) 監査実施日前、2週間以内に3 (4) に該当する場合は、実施監査を中止する。
- (5) 実地監査を中止した対象施設については、書面監査へ切り替えることとする。
- (6) 緊急かつ重大な事案、又は市町村からの要請により、やむを得ず特別監査を実施しなければならない場合は、可能な限り感染予防対策を講じ、安全確保のうえ実地監査を行うものとする。

5. 留意事項について

- (1) 感染予防措置及び期間については、上記4のとおり行うものとするが、指導監査係において、指導監査の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合は、その期間を設定したうえで、指導監査の時期を決定することができるものとする。
- (2) 新規感染者数に基づく警戒レベルの指標については、「第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について」（令和2年7月2日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部）で示された「警戒レベルの判断基準」を中部保健所管内の人口に置き換えて下表のとおり取り扱う。

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
判断指標	発生早期	流行警戒期	感染流行期	感染蔓延期
管内新規感染者数 (直近1週間合計)	5人以下	12人以下	73人以下	73人超

※中部保健所管内人口 505,963 人（「沖縄県統計年鑑（令和元年版）」H30.4.1.現在）

- (3) 感染流行期（第3段階）の場合において、法人より感染予防措置を目的とした実地監査の延期の申出があった場合には、双方の協議により判断する。
- (4) 上記の取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。